

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合共済事業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合（以下「退教互」という）定款第4条及び運営規則第12条に規定する共済事業に関する事項を定める。

(給付の種類)

第2条 給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 療養給付
- (2) 弔慰給付
- (3) 退組合給付
- (4) 単身者給付

(給付の請求)

第3条 給付は、組合員の請求によって行う。

- 2 療養給付の請求は、原則として給付対象者が診療を受けた月の翌月5日までに行うものとする。

(時効及び権利の消滅)

第4条 組合員の給付請求の権利は3年間とする。

- 2 前項の期間内にあっても、申請及び添付書類等に不備があり支払事由の確認等ができないときは、給付は行えないものとする。

(請求権の主体)

第5条 給付の請求は、組合員又は組合員であった者が行わなければならない。ただし、死亡した組合員に対する給付についてはその遺族とする。

- 2 組合員が死亡した場合、受取人は配偶者とする。
- 3 配偶者がいない場合は、次に掲げる第2号以降の遺族とし、その順位は当該各号の順序とする。ただし、死亡した組合員の葬儀主催者及び生活を支えていた者を優先させ遺族間で選任するものとする。
 - (1) 配偶者
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 孫
 - (5) 祖父母
- 4 第3項の規定にかかわらず、生前に組合員であった者が、特別な意思表示をした場合

は尊重するものとする。

- 5 第3項及び第4項に該当者がいないときは、法定相続人の代表者に給付する。
- 6 退教互は、規定に基づき正式の申請手続きを行った者を遺族の代表と見なし給付を行う。家庭裁判所等公的機関からの命令がある場合など特別な事情を除いては、遺族間の相続等の問題には関与しないものとする。

第2章 組合員の届出・通知義務

(組合員の届出・通知義務)

- 第6条** 退職組合員又は退職組合員に代わって給付を受ける者が住所を変更したときは、速やかに記載事項変更届により届け出るものとする。
- 2 前項の届出がなく、退教互の組織的な取組によっても当該組合員又は給付を受ける者の住所が確認できなかつたとき、退教互の知る最終の住所宛に発した通知は、受け取られたものと見なす。
- 第7条** 療養給付を受けようとする者は、退職組合員届により届出を行う。
- 第8条** 給付を受けようとする者は、給付金送金先指定書により給付金払込先を届け出る。
- 2 給付金送金先口座を変更するときは、新しい口座及び名義を給付金送金先指定書により届け出る。
 - 3 退職組合員又はその配偶者が死亡し、弔慰金給付申請書が提出されたときは、給付金送金先口座を弔慰金給付申請書に記入された口座及び名義に変更する。
- 第9条** 給付対象者の死亡、結婚及び離婚、養子縁組などにより給付及び給付資格にかかわる変更があったときは速やかに届け出るものとする。

第3章 療養給付

(給付の対象者)

- 第10条** 療養給付の対象者は次の各号に該当する者とする。
- (1) 退職組合員
 - (2) 前号の配偶者
 - (3) (削除)
 - (4) 現職中に死亡した組合員の配偶者であった者で、給付資格を得ることを希望し、運営規則第8条第2項の義務を果たした者
- 2 第1項第3号の認定等については別に定める。

(給付期間)

第11条 給付期間は、給付資格を取得したときから給付対象者の死亡日までを原則とする。

- 2 被扶養者は扶養している退職組合員又は配偶者の生存中であって、理事会の認定を受けた期間内とする。

(給付資格の発効日)

第12条 給付資格は、第10条第1項第1号及び第4号の者が運営規則第8条の義務を果たしたとき、退職日の翌日から発効するものとする。

(給付を行わない事由)

第13条 次の各号については療養給付を行わないものとする。

- (1) 社会保険各法の適用を受けていない者
- (2) 社会保険各法又は公的諸制度により療養費の全額給付の対象となっている者

(給付額)

第14条 給付額は、受診者別、受診月別、入院・外来別の保険診療による自己負担分の合計から2,000円を控除した額の6割とする。

- 2 給付の限度額は次の表に掲げる額とする。

		退教互の給付限度額
70歳未満	入院	45,000円 < 4回目～ : 25,000円 >
	外来	45,000円 < 4回目～ : 25,000円 >
70歳以上	入院	25,000円
	外来	6,000円

(海外療養費の扱い)

第15条 日本の公的な健康保険から、海外療養費支給制度により払い戻しの対象となる医療費の自己負担額については海外療養費として扱い、組合員の申請により給付を行う。

(給付申請及び手続)

第16条 療養給付を受けようとする者は、療養費給付申請書に必要事項を記入し、申請に係る領収書または医療費通知を貼付し提出する。

- 2 前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、第14条に規定する給付額を決定し給付する。
- 3 組合員又は配偶者が、高齢及び病気等により申請が困難な場合は、後見人又は生活を支える者が代理で申請することができるものとする。申請代理者の認定は理事長が行う。

第4章 弔慰給付

(給付の対象者)

第17条 弔慰給付の対象者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 組合員
- (2) 退職組合員の配偶者

(給付額)

第18条 給付額は次の額とする。()内は配偶者の額とする。

退職組合員及び配偶者の死亡

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 退職後1年未満で死亡したとき | 30万円 (15万円) |
| (2) 退職後1年以上3年未満で死亡したとき | 20万円 (10万円) |
| (3) 退職後3年以上5年未満で死亡したとき | 10万円 (5万円) |
| (4) 退職後5年以上で死亡したとき | 3万円 (2万円) |

現職組合員の死亡

- | | |
|--------------------------|-----|
| (5) 加入後10年未満で死亡したとき | 3万円 |
| (6) 加入後10年以上20年未満で死亡したとき | 5万円 |
| (7) 加入後20年以上で死亡したとき | 8万円 |

(給付手続)

第19条 前条の給付を受けようとする遺族は、弔慰金給付申請書を理事長に提出する。

- 2 給付の請求及び受取人は、第5条の定めによる。
- 3 第1項の申請を受けたときは、その内容を確認し給付を行う。

第5章 退組合給付

(給付事由)

第20条 退組合給付は、次の各号に該当するとき給付を行う。

- (1) 現職組合員が死亡に伴い退職するとき
ただし、配偶者が給付対象者となることを希望した場合はこれを除く
- (2) 45歳未満(当該年度に達する満年齢)で退職したとき
- (3) 退職時、又はそれ以前に脱退したとき
- (4) 現職組合員であった退職組合員の配偶者が退職時に脱退したとき
- (5) 退職組合員に移行した後に脱退したとき
- (6) 退職組合員が離婚したとき、給付対象配偶者であった者の分
- (7) 退職組合員が死亡した後に配偶者が給付対象者としての権利を辞退したとき、又

は、退職組合員以外の者との結婚及び退職組合員の一親等以外の者との養子縁組により、新たな生活基盤を得るなどしたとき

(給付額)

第21条 給付額は、次の各号の額とする。

- (1) 前条第1号～第4号においては、組合員が退教互に加入後、現職中に納入した掛金の合計額とする。
- (2) 前条第5号～第7号の場合、第18条弔慰給付「退職組合員及び配偶者の死亡」と同額とする。

(給付手続)

第22条 給付を受けようとする者は、退組合給付申請書を理事長に提出する。

- 2 前項の申請を受けたときは、その内容を確認し給付を行う。

第6章 特別給付

第23条 全文削除

第24条 全文削除

第25条 全文削除

第7章 単身者給付

(給付対象者及び給付額)

第26条 単身者給付は、次の各号に該当する者に行う。

- (1) 退職時に配偶者のいない者
- (2) 運営規則第8条第2項に該当する配偶者
- (3) 夫婦とも現職組合員であった者のうち、それぞれ退職組合員資格を取得する者

(給付額)

第27条 給付額は、45万円とする。

(給付手続)

第28条 給付を受けようとする者は、単身者給付申請書を理事長に提出する。

- 2 前項の申請を受けたときは、その内容を確認し給付を行う。

第8章 雑 則

(給付金の削減支払い)

第29条 戦争その他の騒乱、大規模自然災害、原子力事故・放射能汚染、大規模感染症などにより、給付の支払事由が一時に多数発生し、当該給付を全額支払うとした場合に、退教互の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、該当する給付の全部又は一部を減額して支払うことができるものとする。

2 前項の事態が発生したときは、理事会及び評議員会の決議を経て速やかに組合員に周知するものとする。

(掛金及び給付額の検証)

第30条 退教互は、将来にわたって共済事業財務の健全性を維持するために原則として5年ごとに掛金及び給付額の妥当性について検証を行うものとする。

2 国の医療制度及び福祉・雇用にかかわる法制度等の改正、県の教職員雇用の動向及び組合員の増減などにより給付準備金の過不足などが発生する場合は、掛金の増減及び給付水準の見直しなどを検討するものとする。

3 前項の場合、理事長の諮問委員会において検討し、理事会の決議を経て行う。又、第1項及び第2項の検証及び見直し結果は速やかに組合員に周知するものとする。

(定めのない事項)

第31条 この規程に定めのない事項は、理事会で定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2 この規程は、2018（平成30）年7月1日から施行する。

3 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

4 この規程は、2020（令和2）年7月21日から施行する。

5 この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

(運用上の留意点)

6 第10条（3）について、2022（令和4）年4月1日前の申請については、従前のおりとする。

7 改正された諸規定の適用については、「平成27年3月31日付退職、平成27年4月1日付退職組合員資格取得者」と「平成27年3月30日までの退職者で平成27年3月31日以前に退職組合員資格を取得した者」を区分する。以下の附則によって、平成27年3月31日以前に退職組合

員資格を取得した者にかかわる経過措置を講ずる。

附則 第10条関係

(療養給付)

- 8 給付の対象者に特別被扶養者を加える。
- 9 特別被扶養者とは、平成27年3月31日以前に退職組合員の資格を取得した者の父母のうち1名で特別被扶養者認定申請書により申請し認定を受けた者をいう。
- 10 第10条第1項第2号は前項に優先し、退職組合員となって以降に配偶者を得たときは、給付対象者は配偶者となり、特別被扶養者は取り消される。
- 11 平成27年3月31日以前に退職組合員資格を取得した者であって資格取得時に配偶者がいない者が結婚したときは、配偶者を給付対象者とすることができるものとする。

附則 第11条関係

(給付期間)

- 12 給付期間は、給付資格を取得したときから給付対象者の死亡日までを原則とする。
- 13 特別被扶養者は死亡日又は退職組合員が給付資格を有して以降に配偶者を得たときは、その前日までとする。

附則 第17条関係

(弔慰給付)

- 14 給付の対象者に特別被扶養者を加える。

附則 第18条関係

(給付額)

- 15 特別被扶養者の給付額は()内の配偶者と同額とする。

附則 第20条関係

(退組合給付)

- 16 退職組合員が死亡した後に特別被扶養者が給付対象者としての権利を辞退したときは、退組合給付を行う。

附則 第21条関係

(給付額)

- 17 特別被扶養者の給付額は第18条弔慰給付()内の配偶者と同額とする。

1973(昭和48)年3月11日制定
(財団法人期間の改正履歴略)
2014(平成26)年10月28日改正
2018(平成30)年6月5日改正
2019(令和1)年6月4日改正
2020(令和2)年7月21日改正
2021(令和3)年6月1日改正